

総務常任委員長報告

委員長 園田浩文

総務常任委員会に付託された案件の主な審査内容です。
この後の本会議で審議されるものです。

議案第58号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」

委員 医療体制の充実を図るためにスタッフを20人増やした場合、1人当たりの人件費等、どの程度を想定しているのか。

阿蘇医療センター事務部長 令和4年度決算審査意見書の医業費用の給与費14億2492万7550円を踏まえ、割り戻しますと医師も含めて平均で1人当たり60万円から70万円が想定されます。

議案第59号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号「阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」

委員 既に東京都内等1万2千円程度で宿泊できる宿は見当たらないと思うが、ここでいう特別な事情とはどのようなことを想定しているのか。

総務課長 物価高騰等の中で、宿泊を伴う緊急的な出張等により、既定の額の範囲内で宿泊施設の予約ができない場合や宿泊先が事前に指定されている場合などで、既定の宿泊料では不足が生じる場合等を特別な事情として想定しています。財務省令で定める規定には、東京23区、大阪市内などの甲地方が1万2千円、それ以外の乙地方は1万円と定められています。阿蘇市においては、バック料金以外は、これに基づき運用することになっており、ただし書きを加えることで、急な出張や宿泊先指定等で、規定以上の宿泊費がかかる場合も対応できるようになっています。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第4号)について」

波野支所所管分

委員 波野支所費中の庁舎夜間機械警備業務委託料38万3千円について波野保健福祉センター管理費にある夜間機械警備業務委託料26万2千円と異なる理由は。

波野支所長 警備する施設の面積また、支所には監視カメラの設置も計画しており仕様等の違いによるものです。

企画財政課所管分

委員 今後、公共施設の売却や公共施設管理基金の活用など、どのような計画で進めるのか。

企画財政課長 公共施設等につきましては、総合管理計画に沿って、基金も活用しながら、維持更新等を行っていく予定です。なお、所期の目的を終え、不要となった公共施設については、売却も視野に検討を進めることとしています。

防災情報課所管分

委員 新入団員の訓練等はどのように行っているのか。

防災情報課長 毎年5月に阿蘇中部消防署で、新入団員の1日訓練を開催しており、座学や規律、機械器具等の操作訓練を行っています。



消防署での新入団員訓練

議案第68号「令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算(第2号)について」

議案第69号「令和5年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算(第1号)について」

議案第70号「令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算(第2号)について」

企画財政課長から補足説明があり審査を経た結果、議案第68号から議案第70号までは、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号「令和4年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

波野支所所管分

委員 福祉バスの運行は、どのように行っているか。

波野支所長 福祉バスの運行は、土日・祝日を除く平日運行で、前日の午後3時までには送迎場所と送迎希望時間等のご予約をいただき、運行調整を行った後、当日の朝、利用者へ運行時間等の連絡を行っています。

税務課所管分

委員 地籍調査の実施に際し、所有者不明等で現地立ち会いができない場合、筆界をどのように確定するのか。

地籍係長 連絡がつかない所有者については、隣接する土地所有者、現地に詳しい方などに確認し、境界が分かれば、杭を打設し測量を行ないその後20日間の告示を経て、申し出る等なければ筆界を確定することができるとした法律に基づき調査を進めています。また、境界が不明な場合はやむを得ず筆界未定としています。
委員 今後の展開にある、リモートセンシング技術を活用すると立ち会いは必要なくなるのか。

税務課長

国もデータを積み重ね確認できるのであれば、それも可能であると認めています。筆界の確認は所有者に納得いただくことが重要であると考えており、本技術の運用・導入は、他市町村の状況等も踏まえ判断したいと考えています。



地籍調査の状況

企画財政課所管分

委員 阿蘇市コミュニティ交通実証実験については、利用者が少ない結果となった。今後、地域の交通手段を検討するような機会はあるのか。

企画財政課長 現状は交通手段に困っている方が少なく、利用は伸び悩んでいる状況ですが、住民アンケートの結果では、近い将来、公共交通に頼りたい旨の声もお聞きしています。今後、山田地区の方々と意見交換を行いながら、地域にとって、より良い交通手段を見出したいと考えています。

総務課所管分

委員 損害賠償履行請求事件の弁護士委託料362万3千円について、たとえ時間的余裕が無かったとしても、臨時会を開催し議案として上程すべきであったのでは。

総務部長 これまでに様々な御意見をいただいておりますので、今後、予備費で対応すべきなのか、専決処分に対応するのか、臨時会の中で御審議をいただくのか、内部で協議をした上で対応を進めたいと思います。訴状が届き、内容を確認、代理人弁護士との選定、打合せ、そして答弁書作成となるものであります。訴状の内容が分からないまま事前に予算計上することは非常に厳しいこと、答弁書作成までに時間的余裕がなかったこともあり、このような対応をさせていただいたものです。

以上のような審査を経て討論を行いました。

委員 より、「住民訴訟にかかる弁護士費用については、臨時会を開催し、議会の議決を経るべきであったと思うことから、本案には反対します。」との反対討論がありました。

その後、挙手による採決を行った結果、賛成少数で本案は不認定とすべきものと決定いたしました。

認定第7号 「令和4年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第8号 「令和4年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第9号 「令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第10号 「令和4年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

企画財政課長から補足説明があり審査を経た結果、認定第7号から認定第10号までは、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第72号 「共有原野等の寄附について」

企画財政課長から補足説明があり審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。